

特集 10月1日から

10月1日から拡大します! 子ども医療費の窓口払い廃止地域

10月1日診療分から、熊谷市内の内科・歯科・調剤薬局の医療機関でも、町内の協定医療機関と同様に子ども医療費の窓口払いを廃止します。

- ◆お子さんが当該地域の内科・歯科・調剤薬局の協定医療機関を受診するときは、受給資格証(クリーム色)と健康保険証を提示してください。窓口で医療費(保健診療の自己負担分)を支払う必要がなくなります。
 - ◆次の場合は窓口での医療費の支払いが必要です。なお、後日子ども医療費支給申請書(領収書添付)を子育て支援課に提出することで、助成を受けることができます。
 - ①一つの医療機関で1カ月の医療費の合計が21,000円以上の場合
 - ②該当する地域以外の医療機関を受診した場合
 - ③協定医療機関でない医療機関を受診した場合
 - ④受給資格証を提示できなかった場合
 - ⑤柔道整復、はり、きゅうなどを受診した場合
- 窓口払い廃止の地域／寄居町・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・熊谷市
問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線252)へ。



変わります!

10月1日から役場で 旅券(パスポート)の申請・交付業務が始まります!



町では、県からの権限移譲により、10月1日(火)から旅券(パスポート)の申請・交付業務を開始します。

受付時間／

申請 月～金曜日午前9時～午後4時30分

受取 月～水・金曜日午前9時～午後4時30分、木曜日午前9時～午後7時

※申請・受取ともに、土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

場所／町民課(男衾・用土両連絡所ではお取り扱いできません)

対象／①寄居町に住居登録のある方 ②学生や単身赴任などで県外に住居登録をされていて寄居町に居住している方 ③海外からの一時帰国者

申請に必要な書類／

一般旅券発給申請書1通	役場および男衾・用土両連絡所にあります。
戸籍抄本、または謄本1通 (最新の記載内容で、提出前6カ月以内に発行されたもの)	有効旅券を持ち、氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。 ※同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請をする場合は、戸籍謄本(全部事項証明書)であれば1通とすることができます。
顔写真1枚 (提出前6カ月以内に撮影したもの)	役場での撮影はできません。規格外、または不適当な写真は撮り直しが必要となり、申請をお受けできない場合があります。
本人確認の書類 (有効な原本(コピー不可))	運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなど(健康保険証、年金手帳などは2点必要)。 代理人が申請書を提出する場合は、代理人と本人の分、それぞれが必要となります。
前回取得した旅券	有効期限の有無に関わらず必要となります。

※詳しくは、役場および男衾・用土両連絡所にある「旅券(パスポート)の申請案内」をご覧ください。

受取の手続き／

・受取は必ず本人とし、代理での受取はできません。

・申請時に渡すパスポート受領書(引換証)と手数料(収入印紙および埼玉県収入証紙)を持参してください。

【受取時の手数料(収入印紙と埼玉県収入証紙で納めていただきます)】

申請区分	手数料	内 訳	
		収入印紙	埼玉県収入証紙
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円
12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円

※20歳未満の方は、5年有効旅券のみの申請となります。

※収入印紙、埼玉県収入証紙は会計課でお取り扱いします。取扱時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

注意事項／

・県のパスポートセンター(大宮・春日部・熊谷・川越等)では、原則申請できなくなります。

・9月末までに県のパスポートセンターで申請した場合は、申請したパスポートセンターでの受取となります。

・勤務先、通学先などの関係から役場での申請が難しい場合、または緊急渡航や申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、県パスポートセンターへお問い合わせください。

問い合わせ／町民課(☎581・2121内線102)、または県パスポートセンター(☎048・647・4040)へ。